

令和８年度船岡山を活かした魅力スポットの創出事業
「北区の銭湯へゆこう」イベント（仮称）」実施に係る
企画・運営業務仕様書

1 委託業務名

「北区の銭湯へゆこう」イベント（仮称）」実施に係る企画・運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

3 委託業務の目的

北区では、令和元年度から「船岡山を活かした魅力スポットの創出事業」を展開し、京都キタ短編文学賞の実施、マルシェの開催など、「船岡山とその周辺エリアを中心とした北区」の魅力発信に取り組んできた。

本業務は、同事業の一環として、船岡山周辺エリアに集積する「銭湯」という「場」を活用したイベントを企画・実施することで、銭湯文化の普及、継承はもとより、「銭湯」が多世代が集う地域コミュニティの結節点として今後も永続的に活用されることを目指して実施するものである。

4 委託業務内容

(1) 「北区の銭湯へゆこう」イベント（仮称）」の企画及び事業名の提案

北区に集積する「銭湯」という「場」の新しい活用法を模索し、銭湯文化の普及・継承のみならず、世代を超えた交流の場として今後の展開が期待できるイベントを企画・実施する。

ア 「北区の銭湯へゆこう」イベント（仮称）」の企画

受託者は、集客力のあるイベントとなるよう、以下の点に留意し、会場の選定・確保を含め、実施内容を企画すること。

なお、会場の確保や使用料、講師謝礼の支払い、広告費は、本業務の委託内容に含む。

- ・ イベントの対象者は、京都市北区民（北区在住又は通勤・通学者）に限定する。
- ・ イベントの実施場所は京都市北区内とする。イベントの実施時期は、令和８年１２月から令和９年３月までの期間とする。
- ・ イベントの実施回数は、２回以上。対象者（参加者）は各回２０名以上とする。
- ・ 参加者にとって新たな学び、気づきがあり、地域の魅力の再発見や銭湯の再訪につながるような要素を盛り込むこと。
- ・ 寺社仏閣等の文化財や商店街などの地域資源も活用し、商店街振興や地域活性化、地域の人々との交流を促す要素を盛り込むこと。

イ 事業名の提案

集客力のあるイベントに適した事業名（案）を3つ以上提案すること。

(2) 周知・広報

- ・ チラシ（3, 800部）の作成を行い、10月29日（木）までに2箇所に納品を行うこと。チラシは、市民しんぶん11月15日号と同時配送で回覧を行うため、本市からの指定様式で作成し、500部ずつに包んで納品を行うこと。
- ・ 受託者のネットワーク及びSNS等を活用して、イベントの内容及び参加者募集の周知を目的とした効果的な広報を行うこと。

(3) 運営

イベント当日の進行を担い、円滑な運営を行うこと。

(4) 効果検証

- ・ 本事業の参加者に対して、本事業に関わる前後で、北区及び銭湯に対する印象がどのように変容したかを把握するためのアンケート調査を行うこと。
- ・ アンケート及びヒアリング項目は本市と協議の上で内容を定め、実施すること。

(5) 独自提案

本業務の目的に合致する独自企画を提案し、本市との協議を経て実施することを妨げない。

(6) 協議・報告

本業務における各企画の検討に当たっては、事前に本市と会合の場を設け、その内容について報告・協議・情報交換等を行うこと。

5 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 業務完了報告書 | 3部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (3) 上記(1)、(2)に係る電子データ | 一式 |

6 再委託の禁止

本業務について、包括的な業務の再委託は禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 個人情報等の保護

- (1) 受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

なお、本件業務の実施に当たっては、別に定める「個人情報取扱事務の委託契

約に係る共通仕様書」を遵守すること。

- (2) 本業務の履行において知り得た個人情報を、第三者に漏えいしてはならない。

8 損害賠償

受託者の故意又は過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (3) 本仕様書及び個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書に定めのない事項は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (4) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (5) 受託者は、本仕様書に記載されている事項のほか、本市の条例や規則等を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行に当たって何等かのトラブルが生じた場合には、誠意を持って対応すること。